

津山市監査委員告示第2号  
平成30年4月20日

地方自治法第199条第12項の規定により平成29年度定期監査(第2次)の結果に基づき措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 津 本 辰 己

## 【監査対象課名 秘書広報室】

(監査実施日：平成30年 2月 2日)

指摘事項 (1)	文書管理については、平成29年度の公文書簿冊に、関連する平成28年度の公文書が綴られているものが散見された。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	『次年度準備簿冊』を作成し、正しく綴り直した	

## 【監査対象課名 総務課】

(監査実施日：平成30年 1月19日)

指摘事項 (1)	総務課の文書等郵送に使用する郵便切手について、郵便切手受払簿による管理がなされていなかった。津山市文書管理規程第36条第4項、津山市物品会計規則第24条第2項第3号に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	総務課の文書等の郵送に使用する郵便切手について、津山市物品会計規則第24条第2項第3号に掲げる帳簿を備え、適正な事務処理に改めた。	

## 【監査対象課名 危機管理室】

(監査実施日：平成30年 1月19日)

指摘事項 (1)	交際費の収支に関する伝票等が整備されていなかった。交際費については、出納事務の透明性を確保するためにも、収入伝票、支出伝票等を作成し、所定の決裁を経るなど、適正な事務処理を行われたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	平成30年2月1日付けで「津山市消防団長の交際費支払規程(内規)」及び伝票様式を定め、事務処理することとした。	

指摘事項 (2)	消防行政視察研修会参加に伴う旅費の精算に21日を要していた。津山市会計規則第64条に基づいて、その用務終了後直ちに精算されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	津山市会計規則に基づく事務処理について、職場内で徹底した。	

【監査対象課名 情報政策課】

(監査実施日：平成30年 1月19日)

指摘事項 (1)	地籍図等交付手数料の収納金現金出納簿が整備されていなかった。津山市会計規則第23条に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	指摘以後に出納金現金出納簿を整備し、地籍図等交付手数料の整理を行っているところである	

【監査対象課名 人権啓発課】

(監査実施日：平成30年 1月19日)

指摘事項 (1)	郵便切手受払簿の残高と実際に保有しているはがきの数が一致していなかった。 郵便切手受払簿については、津山市物品会計規則第24条第2項により「常に現品と照合し、保管の状況を明らかにしなければならない。」とされている。適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	使用毎の使用者による確認を徹底、また、毎月末に係長が全体を確認することとし、そのチェック欄を設けた切手受払簿に様式を変更した。	

指摘事項 (2)	手提げ金庫の中に拾得物の10円が、平成29年3月31日から保管されたままになっていた。拾得物については、施設(アルネ津山)内の所定の手続きに沿って適正な取り扱いをされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	拾得物について、手順書やチェックシートを作成しルール作りを行った。その内容について職員への周知徹底を図るとともに、毎年度当初に確認するように改めた。	

指摘事項 (3)	津山男女共同参画センター「さん・さん」の利用に際して、使用許可書が交付されていなかった。津山市男女共同参画センター「さん・さん」条例施行規則第6条に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	現在は使用許可書を交付している。	

【監査対象課名 こども課】

(監査実施日：平成29年11月22日)

指摘事項 (1)	文書管理については、決裁の起案書に日付がないもの、文書主任の印がないもの、受け付けた文書に受付印のないものなどが多数見受けられた。文書管理規程に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	文書管理においては、文書主任等に対し文書管理規程に基づき、文書を正確かつ敏速に取り扱い事務が能率的に処理されるよう指示を行うとともに、決裁後に文書主任印を忘れないように決裁済専用箱を用意するなど事務改善を行った。	

指摘事項 (2)	平成28年度会計に係る保育所負担金未収金の滞納繰越分が、平成29年6月1日に調定されていた。滞納繰越分については、出納整理期間がなく、3月31日をもって出納が閉鎖されるので、津山市会計規則第38条に基づいて、会計年度の末日において翌年度に繰り越し、新年度直ちに調定をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	滞納繰越の平成28年度保育所負担金未収金について、平成29年6月1日付で調定した。今後は、会計規則に則り適正に事務処理する。	

【監査対象課名 健康増進課】

(監査実施日：平成29年11月22日)

指摘事項 (1)	児童発達支援事業利用者負担金の現金取扱いについては、指定金融機関への払い込みまでの期間に14日を要していた。津山市会計規則第24条に基づき、原則として収納の日又はその翌日には払い込みをするように、事務処理を徹底されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	原則として収納の日又は翌日に払い込みをするよう事務を徹底する。	

指摘事項 (2)	補助金交付事務については、実績報告書の提出の遅延がみられたので、補助金等交付規則に基づいて事業終了後速やかに実績報告書が提出されるように改められたい。	
区 分 (該当に○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	事業終了後速やかに実績報告書が提出されるよう各種団体等に早期の提出を求める。	